

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日には、
当たる翌日が休きと日)

鳥取県税条例の一部を改正する条例
鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「五百円」を「七百円」に改める。

第六十一条の二の見出し中「又は地方住宅供給公社」及び「又は住宅」を削り、同条中「又は地方住宅供給公社」を削る。

第六十七条第二項第一号中「第四十二条の二」を「第四十二条第一項」に改める。

◆条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

◆規則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

◆告示 県たばこ消費税等の課税地の指定

□座振替の方法により支出をことができる金融機関の指定

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

第六十八条の二十二を第六十八条の二十四とし、第六十八条の二十一を第六十八条の二十三とし、第六十八条の二十中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改め、同条を第六十八条の二十二とし、第六十八条の十六から第六十八条の十九までを二条ずつ繰り下げ、第六十八条の十五の次に次の二条を加える。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第六十八条の十六 法第七十三条の二十七の八第一項の規定に該当する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称

二 不動産を取得した年月日

三 外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の徵收猶予に関する申請等)

第六十八条の十七 法第七十三条の二十七の八第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、土地の取得にあ

昭和60年4月1日 月曜日

鳥取県公報

- つては当該取得の日から五年以内に当該土地を、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。
- 一 不動産の所在及び名称
 - 二 不動産を取得した年月日
 - 三 外国人留学生の寄宿舎の用に供する予定年月日又はその用に供した年月日
- 2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法第七十三条の二十七の八第二項の規定による徴収猶予の取消し及び還付について準用する。
- 第百三十七条第二項中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に改め、同条第四項中「第五十六条の二の二第一項」を「第五十六条の二の三第一項」に改める。
- ・ 第百三十九条中「又は第五項」を「若しくは第五項」に改め、同条第五号中「陶磁器製造業」の下に「木材加工業」を加え、「陶磁器の製造工程における焼成の用途」を「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途」に改める。
- 附則第二十五項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。
- 附則第二十九項中「第二十五条の二第六項」を「第二十五条の二第七項」に改める。
- 附則第四十七項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年度分及び昭和六十一年度分」に、「昭和五十四年三月鳥取県条例第二十三号」を「昭和五十九年三月鳥取県条例第十二号」に改める。

附則第四十九項を削り、附則第五十項を附則第四十九項とし、附則第五十一項中「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十三年三月三十日」に改め、同項を附則第五十項とし、附則第五十二項中「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十一項とし、附則第五十三項中「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十三年三月三十日」に改め、同項を附則第五十二項とし、附則第五十四項中「昭和六十年三月三十日」を「昭和六十三年三月三十日」に改め、同項を附則第五十五項から第五十八項までを一項ずつ繰り上げ、附則第五十九項中「附則第五十七項」を「附則第五十六項」に改め、同項を附則第五十八項とし、附則第六十項中「附則第五十七項」を「附則第五十六項」に改め、同項を附則第五十九項とし、附則第六十一項中「附則第五十七項」を「附則第五十六項」に改め、同項を附則第六十項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第三十四条の規定

は、昭和六十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対する不動産取得税については、なお従前の

例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正前の鳥取県税条例附則第四十七項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十九年度分の自動車税については、なお従前の例による。

(狩獵者登録税に関する経過措置)

5 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間ににおいて狩獵者の登録を受ける者に対して課する狩獵者登録税については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部

を次のように改正する。

第九条の見出し中「軽油引取税」を「県たばこ消費税等」に改める。

第四十三条中「風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第

二条第三項」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三条第三項」に、「若しくは納入した」を「若しくは納入した」に、「かかる」を「係る」に、「滞納処分の停止若しくは換価の猶予が行なわれていること若しくは天災その他やむを得ない事由によるものである」を「受けている」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 条例附則第六十二項に規定する規則で定める宿泊及びこれに伴う飲食は、第四十回国民体育大会鳥取県実施本部又は第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実行委員会が宿泊者ごとに指定した旅館における当該宿泊者に係る宿泊及びこれに伴う飲食で、一人一泊の料金が次の表の上欄に掲げる宿泊者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額以下のものとする。

宿泊者の区分	料金
第四十回国民体育大会(夏季大会及び秋季大会に限る。 以下「体育大会」という。)に参加する選手及び監督	五千五百五十円
体育大会に参加する役員並びに体育大会に係る報道員及び観察員	六千二百円
スポーツ大会に参加する役員並びにスポーツ大会に係る報道員及び観察員	六千二百円

昭和60年4月1日 月曜日

鳥取県公報

第六回認定書「軽油引取税の」や「下記軽油」や「下記の製造たばこ（軽油）」と、「軽油引取税」や「県たばこ消費税（軽油引取税）」に、
 「特別徴収義務者」や「納税者（特別徴税）」と、「軽油の名称等」や「名稱等」、「難想」や「製油たばこ（軽油）」と改め。

第六回認定書の「〔特別徴収義務者用〕」や「〔特別徴税義務者用〕」と改め、「軽油引取税の」や「納税者（居）所住（居）所姓氏名」、「納税者（特別徴税）」と改め、「軽油が」や「製造たばこ（軽油）が」と、「軽油引取税」や「の県たばこ消費税（軽油引取税）」と、「特別徴収義務者」や「納税者（特別徴税）」と改め。

「」、「難想」や「製油たばこ（軽油）」と改め。
 第117回認定書の「」を次のやつに改め。

第二十七号様式その三（第三十条関係）

県たばこ消費税率合帳

年度

(号外) 第17号

5 昭和60年4月1日 月曜日 鳥取県公報

納稅義務者		商号		氏名又は店舗名称		住所又は所在地		申告期限の特例		買 受 け		完 済 し	
県内事務所等		名 称		所 在 地		電話番号開設年月日登録業者		登録番号登録年月日登録業者		有・無		取引関係	
年月	区	分	申 告	(修正・決定)	加 算 金	摘要	年月	区	分	申 告	(修正・決定)	加 算 金	摘要
年月	課 税	本 数	本 修	本 区 分	金 領	調定年月日	年月	課 税	本 数	本 修	本 区 分	金 領	調定年月日
3	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日	9	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日
4	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日	10	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日
5	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日	11	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日
6	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日	12	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日
7	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日	1	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日
8	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日	2	課 税	本 数	本 修	本 金 領	本 金 領	調定年月日
調 定 年 月 日	標 準 額	小 売 定 価	不 重	本 区 分	金 額	調定年月日	計	課 税	本 数	本 修	過少申告加算金	本 金 領	備 考
調 定 年 月 日	標 準 額	小 売 定 価	不 重	本 区 分	金 額	調定年月日		課 税	本 数	本 修	不申加算金	本 金 領	考
調 定 年 月 日	納付税額(還付金額)	本 円 円	不 重	本 区 分	金 額	調定年月日		課 税	本 数	本 修	納付税額(還付金額)	本 金 領	重 加 算 金

昭和60年4月1日 月曜日 鳥取県公報

県たゞこ消費税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の課税地は、申告納付すべき日（普通徵収の方法による場合にあつては、課税すべき事実が生じた日）における卸販売業者等（鳥取県税条例第七十一条第一項に規定する卸販売業者等をいう。以下の県内の主たる事務所又は事業所の所在地（県内に事務所又は事業所を下同じ。）有しない卸販売業者等にあつては、鳥取県庁の所在地）とす

告示

用税」を「県たばこ消費税、娯楽施設利用税」に改める。
第六十二号様式の三中「第四十二条の四第一項」を「第四十二条の五第一項」に改める。

鳥取県告示第四百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十五条の二の規定により、口座振替の方法により支出をできる金融機関を次のとおり定める。

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第四百二十一号
鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第一一十六号）第八条第三項

の規定に基づき、県たばこ消費税並びにその延滞金、過少申告加算金、申告加算金、重加算金及び滞納処分費の課税地を次のとおり指定する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西尾邑 次

指定されたもの